



## 商標「第 類」の更新案内

商標権は、10年毎に更新できます。商標権は、更新をしないで第三者に登録されるとその商標が使用できなくなることがあります。

更新手続の期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月～満了日までです。

**費用は最低廉にお見積もり、業務は最善の品質に！**

手続代理につきましては、本書をFAX返信して下されば、詳細をご案内致します。

TO : FAX 042 - 625 - 0628

ご名称 :	
ご住所 :	
ご担当	
電話	FAX



菅原特許商標事務所 当所商標ホームページをご覧ください。

〒192-0075 東京都八王子市南新町3番地 O Sビル

TEL042-625-0838(代) E-mail [ospat@nifty.com](mailto:ospat@nifty.com)